



# 輝く まち・ひと

Vol. 40

## 子どもたちを 地域で守る

### 西八尾自治会子供見守り隊

西八尾自治会子供見守り隊員であり、奈良県交通安全協会会員、少年補導員会員など、さまざまな役を担っている新堀靖二さんにお話を伺いました。

**20年以上子どもたちの安全を見守り続けています！**

約20年前、西八尾の踏切には歩道がなく、子どもたちは車道を通って登下校をしていました。心配した地域の人たちが声を掛け合い、3人で「西八尾自治会子供見守り隊」を発足しました。現在の隊員は8人。踏切に歩道ができた現在も登下校の時間に見守り活動を続けています。

学校がある日は、どんな日も活動しています。見守り活動だけでなく、冬は早朝からカーブミラーの霜を取るなど、細心の注意を払っています。登下校時に挨拶してくれる子どもはもちろん、卒業生や20年前に見守っていた子どもが親になり、挨拶をしてくれることがとても嬉しいです。

見守りが必要な箇所はたくさんあると思うので、見守り活動がもっと広がってほしいです。西八尾でもボランティアを募集しているので、是非声をかけてください。

## NEWS

9/12

弥生の里ホールで開催された秋の交通安全県民大会で  
**西八尾自治会子供見守り隊と新堀さんが受賞**

### 西八尾自治会子供見守り隊

積極的な交通安全活動がたたえられ奈良県交通安全協会から、表彰状が贈られました。令和2年に続き2回目の受賞です。

### 新堀 靖二さん

長年にわたって交通安全に貢献された功績がたたえられ全日本交通安全協会から、交通栄誉章緑十字銅賞が贈られました。



## 無料相談窓口

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	12月18日(水) 午後1時～4時 (1人30分以内)	町役場1階 相談室1C	国税に関する一般的な税務相談	対象＝税理士に依頼していない人 担当＝近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込＝税務課町民税係 ☎ 34-2112 ☎ 近畿税理士会桜井支部事務局 ☎ 41-6477
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後3時	町役場1階 相談室1C	商品やサービスに関する相談	担当＝消費生活相談員 相談方法＝面談・電話 (☎ 32-2901 〈内線174〉) ☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
人権相談	12月19日(木) 午後1時～3時	町役場2階 会議室201	人権問題に関わる困りごとと相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
みんなの人権 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題に関わる困りごとと相談	☎ 奈良地方法務局中和支局 ☎ 22-3045
行政相談	12月19日(木) 午後1時～3時	町役場1階 相談室1C	国の行政全般についての不満、要望などの相談	☎ 総合窓口課 ☎ 34-2087
青少年悩みごと相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学習センター	自分の子どもや地域の青少年にかかわる相談	担当＝社会教育指導員 ☎ 予約 生涯教育課 ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 通常相談 (予約制)	毎週火・金曜日 午前10時～ 午後4時	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための相談	☎ 予約 教育総務課 ☎ 34-2074
やすらぎ相談室 特別相談 (予約制)	12月25日(水) 午前10時～ 午後3時30分	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための専門的な相談	担当＝公認心理師 ☎ 予約 12月18日(水)までに教育総務課 (☎ 34-2074) へ。
若者自立のための 無料相談 (予約制)	12月25日(水) 午前10時～正午	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くことが困難な若者や、その家族のための相談(厚生労働省委託事業)	☎ 予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055 ※予約は前日まで。
女性の再就職準備 相談	12月26日(木) 午前9時30分～ 午後0時30分	町役場1階 相談室1C	キャリアコンサルタントが働きたい女性の就職活動を支援	☎ 予約 女性の再就職準備相談窓口(県女性センター内) / ☎ 0742-24-1150 / 火～土曜日午前9時～午後4時30分) ※予約は前日まで。当日申込不可。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的にお困りの人への相談・支援	☎ 予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター (☎ 0120-85-1225 / 午前9時～午後5時 / 土・日曜日、祝日を除く / ☎ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きがあれば当日可)	12月26日(木) 午後1時～4時	町社会福祉協議会2階 相談室	家庭問題、財産など生活上の悩みの相談	担当＝民生児童委員ほか ☎ 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118

## 固定資産税に関するお知らせ

税務課固定資産税係 ☎ 34-2113

### 固定資産の変更は年内に届出を

家屋にかかる固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の家屋所有者に課税されます。

家屋を取り壊したり、未登記家屋の所有者変更をした場合は、必ず年内お早めに税務課へ届け出てください。

届出がされず、税務課でも確認できていない場合は、令和7年度も前年度と同様に課税されることになります。

#### 届出時に必要なもの

##### ・家屋を取り壊した場合

印鑑・取り壊し年月日などがわかるもの(取り壊し日が本年以外の場合)

##### ・未登記家屋の所有者変更をした場合

印鑑、遺産分割協議書または売買契約書などの写し

### 償却資産は令和7年1月31日までに申告を

#### 償却資産とは

法人や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために所有している土地・家屋以外の事業用資産をいいます。(他の人に貸し付けているものも含まれます)

#### 償却資産の申告

事業用償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産を申告していただく必要があります。申告が必要な人は、税務課に連絡いただければ申告書を送付します。

※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の課税対象には含まれません。

※太陽光発電設備は償却資産に該当する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

